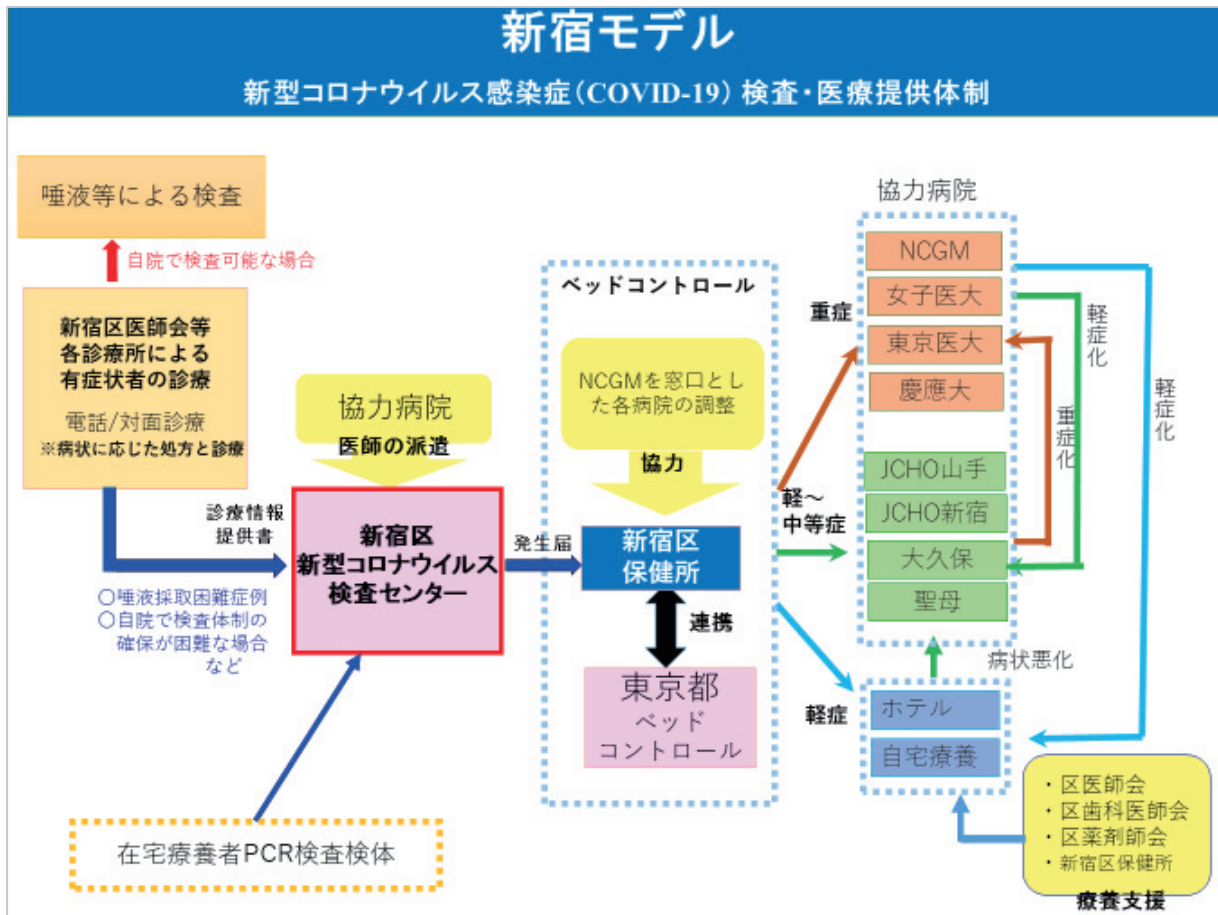


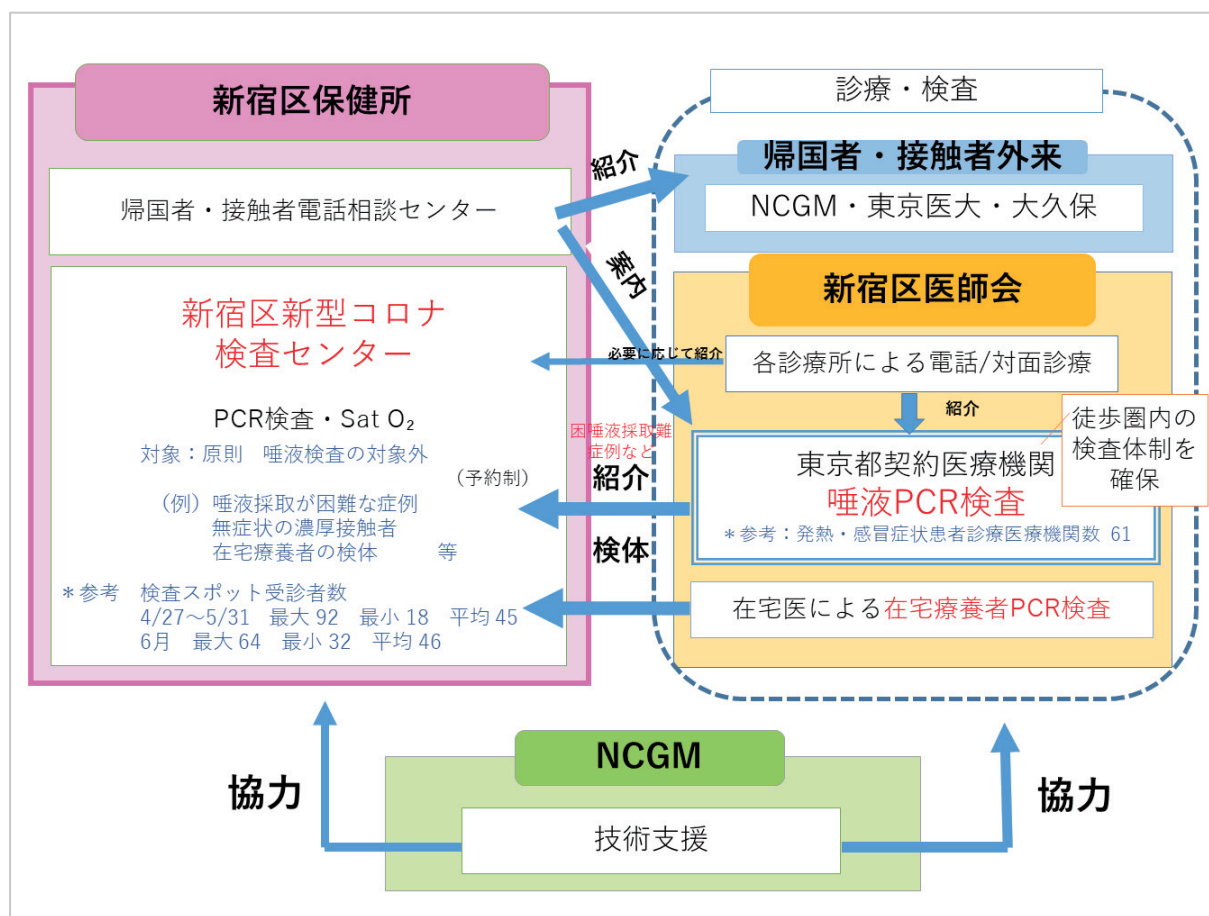
⑨保健医療体制

医師会・医療機関との連携

- 新宿モデルによる医療体制の強化【健康政策課】
 - ・ 2年4月15日、新たな医療体制の取組として、新宿区医師会及び区内8病院（①国立国際医療研究センター病院（NCGM）、②東京女子医科大学病院、③東京医科大学病院、④慶応義塾大学病院、⑤地域医療機能推進機構（JCHO）東京新宿メディカルセンター、⑥地域医療機能推進機構（JCHO）東京山手メディカルセンター、⑦東京都保健医療公社（現都立）大久保病院、⑧聖母病院）と連携し、検査・医療提供体制「新宿モデル」を構築（PCR 検査と病床確保）



検査・医療提供体制「新宿モデル」



区における新型コロナウイルス検査体制

● 新宿区医師会との連携【健康政策課】

・ 2年7月以降も PCR 検査の需要は増加し、区内診療所での検査実施が求められる一方、検体採取時の感染リスク等から検査実施に至らない診療所も少なくなかったため、新宿区医師会に委託し、鼻咽頭検査より感染リスクが低いとされる唾液を用いた PCR 検査及び抗原検査を実施した診療所に協力金を交付するなど、唾液検査の普及推進とともに、区内における安定した検査体制を構築

● 区内基幹病院等の医療機関との連携【健康政策課】

・ 保健所と医療機関、診療所の医師と定期的な情報交換を行うことで、区内の医療体制を早期に把握し、現状に即した医療体制の構築に繋がられるよう、既存の会議体（基幹病院連携の会、在宅ケア・介護保険委員会等）に加え、4年2月に新たに「新宿区 COVID-19 保健医療連携の会」を設置

- ・区内基幹病院や新宿区医師会等と新型コロナウイルス患者の入院患者状況、一般病床の状況、発熱外来等の患者情報を共有するとともに、区内の病床ひっ迫時の病院への支援などについて協議

年度	開催回数
3年度	7回
4年度	5回
5年度	0回

● 区内歯科医師会との連携【健康政策課】

- ・2年5月、新宿区歯科医師会及び四谷牛込歯科医師会が「新型コロナウイルス感染隔離患者歯科治療対応マニュアル」を作成し、相談体制を構築
- ・2年7月には、国立国際医療研究センター病院歯科・口腔外科の協力により、新型コロナウイルス患者で歯科治療が必要な方の治療を受入れる体制を整備

● 新宿区薬剤師会等との連携【健康政策課】

- ・区内の医療体制（医薬品）を把握するため、4年3月、「新宿区医療連携システム（新宿きんと雲）」や「新型コロナウイルス医療介護福祉ネットワーク会議」等で情報を共有
- ・4年12月（第8波）には、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が予想されたため、区民が安心して自宅療養できるよう、OTC 医薬品購入啓発に向け、ポスターの店内掲示、陳列コーナー設置、相談対応を新宿区薬剤師会に依頼
- ・5年5月、薬局での相談対応に活用できるよう、5類感染症移行に伴う都や区への対応、相談窓口の変更について周知

保健所の機能強化

● 保健所の人員体制強化【保健予防課】

- ・2年1月、武漢からの帰国者を乗せたチャーター機が到着したことで、電話相談が増加し、保健予防課のみでの対応が困難となり、区民等の相談対応を強化するため、2年1月29日から健康部内保健師が毎日交代での従事を開始
- ・保健予防課職員のみでの対応が困難になることを想定し、保健予防課以外の保健師や衛生課

職員などが今後の応援従事に対応できるように、積極的疫学調査の研修や防護服（PPE）の着脱訓練を実施するなど、応援体制の準備を開始

- ・2年2月から海外からの旅行者の発症やクルーズ船でのクラスター発生等に伴い、区内医療機関への入院患者、疑似症患者、濃厚接触者への対応が急増したことから、積極的疫学調査等の対応を強化するため、健康部内保健師が毎日交代で従事

- ・2年4月から健康部内看護師及び福祉部保健師が従事を開始するとともに、3年5月から子ども家庭部保健師が従事を開始し、5年3月まで、積極的疫学調査・健康観察・電話相談の体制強化のため、庁内保健師・看護師が継続して従事

【庁内保健師・看護師の各期間の1日あたりの最大従事人数（保健予防課常勤職員を除く）】

時期	人数
2年1/29～6月	8名
2年7月～10月	10名
2年11月～3年3月	9名
3年4月～6月	7名
3年7月～10月	9名
3年11月～4年5月	9名
4年6月～9月	6名
4年10月～5年1月	5名
5年2月～3月	2名

- ・3年1月から5年1月まで、感染者数増加に伴い庁内保健師・看護師のみでの対応が難しく、積極的疫学調査、電話相談の強化のため、健康部内の衛生監視・栄養士・歯科衛生士が継続して従事

【健康部内の衛生監視・栄養士・歯科衛生士の各期間の1日あたりの最大従事人数】

時期	人数
3年1月～4年5月	5名
4年6月～5年1月	2名

- ・2年4月6日から3年3月31日まで、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健予防課の業務量が徐々に増加したことから、保健予防課の人員体制強化のため、健康部内保健師6名が保健予防課専従職員として従事
- ・4年2月4日から3月31日まで、オミクロン株の感染拡大に伴い保健所で業務量が増加したことから、保健予防課の人員体制強化のため、健康部内保健師3名が保健予防課専従職員として従事

【健康部内保健師の保健予防課専従職員としての1日あたりの最大従事人数】

時期	人数
2年4/6～3年3/31	6名
4年2/4～3/31	3名

- ・3年1月から、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健予防課の業務量が増加したことから、施設等への初期スクリーニング集団検査に従事する職員を確保するため、看護職の会計年度任用職員3名の雇用を開始し、以後初期スクリーニング集団検査や積極的疫学調査、電話相談等の対応のため継続して雇用

【看護職の会計年度任用職員の各期間の1日あたりの最大従事人数】

時期	人数
3年1月～3月	3名
3年4月～6月	7名
3年7月～5年5/7	8名

●保健所応援職員の雇用【保健予防課】

- ・2年2月3日から5年3月まで、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健予防課の業務量が徐々に増加したことから、電話相談対応を行う特別職非常勤看護師1名の雇用を開始し、電話相談、積極的疫学調査、健康観察業務、患者のデータ整理や分析、保健所分室での対応等を強化するため、特別職非常勤看護職を継続して雇用

【特別職非常勤看護職の各期間の1日あたりの最大従事人数】

時期	人数
2年2/3～6月	2名
2年7月～10月	2名
2年11月～3年3月	2名
3年4月～6月	2名
3年7月～10月	4名
3年11月～4年5月	3名
4年6月～9月	2名
4年10月～5年1月	2名
5年2月～5/7	2名

・2年3月2日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健予防課の業務量が徐々に増加したことから、電話相談対応を行う派遣看護師3名の雇用を開始し、その後も5年5月まで電話相談、積極的疫学調査、健康観察業務等を強化するため、派遣看護師を継続して雇用

【派遣看護師の各期間の1日あたりの最大従事人数】

時期	人数
2年3/2～6月	5名
2年7月～10月	13名
2年11月～3年3月	18名
3年4月～6月	13名
3年7月～10月	26名
3年11月～4年5月	26名
4年6月～9月	28名
4年10月～5年1月	28名
5年2月～5月	28名

- 保健所分室における新型コロナウイルス対応業務の実施【保健予防課／相談担当副参事】
 - ・ 4年1月24日から3月3日まで、オミクロン株の感染拡大に伴い保健所で業務量が増加したことから、保健所の業務を強化するため、保健所分室において新型コロナウイルス対応業務が行えるように準備し、全庁の応援職員と派遣職員により、自宅療養者に対するSMS送信、相談対応及び一部の積極的疫学調査を実施



保健所分室

- 国・都・福井県による保健所支援【健康政策課／保健予防課】
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い保健予防課の業務量が増加したことから、積極的疫学調査や相談等の対応を強化するため、区より支援を依頼

【国・都・福井県による1日あたりの最大従事人数】

支援要請先	時期	人数
厚生労働省 クラスター対策班	2年6/23~7/6	8名
都福祉保健局	2年6/29~8/31	保健師1名
	3年8/12~4年6/30	看護師2名
福井県	2年8/11~9/7	保健師2名

● 結核予防会・大学・都看護協会による保健所支援【健康政策課／保健予防課】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保健予防課の業務量が増加したことから、積極的疫学調査や相談等の対応を強化するため、区より支援を依頼

【結核予防会・大学・都看護協会による1日あたりの最大従事人数】

支援要請先	時期	人数
結核予防会	2年6月～8月 (結核予防会と協定を締結)	1名
大学	2年7月～3年2月	看護系教員3名
	3年8月～5年1月 (IHEAT※を活用)	看護系教員3名
都看護協会	3年8/7～8/31	2名
	4年7/19～8/31 (都看護協会と協定を締結)	2名

※IHEAT：感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みとして、2年9月に厚生労働省が人材バンクとして運用を開始し、5年4月1日に地域保健法の改正により法定化

● 保健所戸山分室の開設・運営【保健予防課／相談担当副参事】

- ・2年8月6日から9月30日まで、厚生労働省が保健所の業務を支援するため、国立感染症研究所（戸山 1-23-1）内に「新宿区保健所戸山分室」を設置し、土日祝日を含む週7日、午前9時から午後9時まで業務を実施
- ・戸山分室では、他保健所から調査依頼があった濃厚接触者がいる可能性のある企業・施設に対応し、健康観察期間終了後に他保健所へ回答する業務を実施

派遣元	1日あたりの最大従事人数	構成員
区	2名	管理職2名、一般職6名
厚生労働省	15名	医師、保健師、派遣看護職等

● 保健所支援センターの開設【保健予防課／相談担当副参事】

- ・ 2年7月20日、都が「東京都健康安全研究センター」内に保健所支援拠点を設置し、積極的疫学調査・入院勧告・宿泊療養調整等を実施
- ・ 2年8月3日、都が保健所支援として、濃厚接触者等に対しPCR検査を行うため、区保健所分室に検査場所を設置

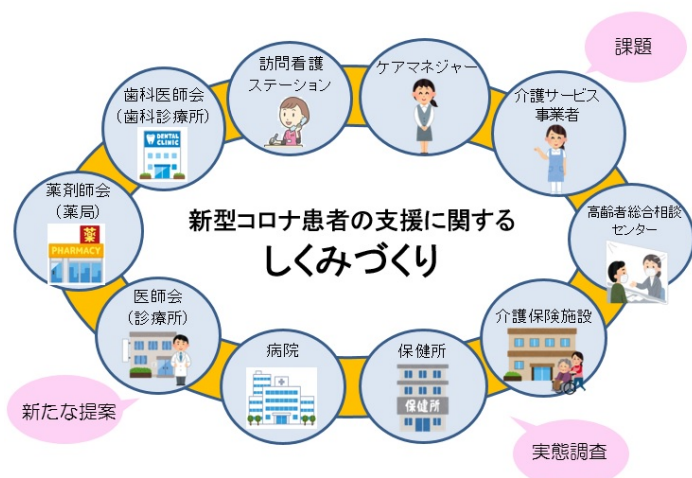
保健所支援センター	
設置時期	2年7月20日
開設日	平日（週5日）
設置場所	東京都健康安全研究センター内
業務内容	他保健所から依頼があった濃厚接触者の調査
新宿区新型コロナウイルス第二検査センター	
設置時期	2年8月3日
設置場所	区保健所分室（西新宿7-5-8）

■ 新型コロナウイルス対策医療介護福祉ネットワーク【健康政策課／保健予防課】

- ・ 医療や介護の現場における課題の共有を図り、地域での感染者対応や支援の強化につなげるため、2年9月、区内の医療機関、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等と連携した地域医療介護福祉ネットワーク体制を構築（各回100名以上の関係者が参加）
- ・ 感染拡大期における早期診療や円滑な入院調整・自宅療養に必要な支援を提案（5年5月12日終了）

【開催実績】

年度	開催回数
2年度（9月～3月）	7回
3年度	12回
4年度	13回
5年度	2回



医療・介護・福祉の連携イメージ

コラム

新型コロナウイルス感染症と対峙した3年間

～当事者の声～

保健予防課長 高橋 愛貴

1918年のスペイン風邪以来100年ぶりともいえる規模で世界に影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症への対応は、まさに試行錯誤の連続でした。「新宿区に住む全ての人々に今何が必要か」「保健所ができることは何か」を考え続けた日々で最も重要なことは、協働のネットワークを広げることでした。これに際し、区長が新型コロナウイルス感染症対応を重要課題と捉え、全庁的対応への呼び掛けのみならず、「新宿区新型コロナウイルス対策医療介護福祉ネットワーク」連絡会において、入院医療機関、外来診療や在宅医療に取り組む医療機関、訪問看護ステーション、薬局、介護事業所等からの声に直接、耳を傾けていただいたことが、“オール新宿”での対応に欠かせない推進力となりました。感染拡大当初から最前線で取り組み、現状に即した公衆衛生対応を実施した新宿区の保健師活動、そして全庁応援・部内応援への多くの職員のご尽力、これら全てが新宿区の今後の危機対応の財産となることを願っています。

■ 自宅療養者等への対策強化

- 物資輸送（消毒液、マスク、パンフレットの自宅配達）【保健予防課／医療保険年金課／高齢者医療担当課】
 - ・ 2 年 4 月から自宅療養者に対し、衛生材料等の物資（消毒液、マスク、パンフレット等）の自宅輸送を開始

- 夜間の自宅療養者への医療体制整備【健康政策課】
 - ・ 2 年 12 月、自宅療養者及び検査結果待ちの濃厚接触者等が安心して療養できるよう、療養中に症状が悪化した場合等に速やかに在宅療養支援診療所の医師等による電話相談を受けることができる体制を確保し、医療機関の判断で、必要時に往診に繋げる仕組みを構築
 - ・ 都が夜間入院調整を始め多くの事業を立ち上げ、夜間の往診体制が強化されてきたため、4 年度で事業終了

【電話相談実績】

年度	件数
2 年度（12 月～3 月）	4 件
3 年度	32 件
4 年度	0 件

- パルスオキシメーターの配置【保健予防課／医療保険年金課】
 - ・ 必要に応じ、体温計やパルスオキシメーターの貸与を実施していたが、3 年 1 月、医療機関への入院調整に時間を要する状況が発生したため、3 年 1 月 29 日から異変を生じた自宅療養者の早期対応と重症化予防につなげるためにパルスオキシメーターの配置事業を開始
 - ・ 区で新たに購入したほか、都から無償譲渡を受けたパルスオキシメーターを活用し、自宅療養をしている 65 歳以上の者、基礎疾患等により重症化リスクの高い者、その他、区が必要と判断した者のいずれかに該当する者に、訪問またはレターパックで送付

【配置実績】

年度	件数
2年度	66個
3年度	2,574個
4年度	1,951個



パルスオキシメーター

● 自宅療養者への健康観察の実施【保健予防課】

- ・感染症法及び厚生労働省からの通知を受けて、2年1月以降、自宅療養者に対し、区による健康観察を実施
- ・3年1月25日、都が「自宅療養者フォローアップセンター」の対象を拡大したことから、区においても自宅療養者が療養期間中に安心して過ごすことができるよう、「自宅療養者フォローアップセンター」に対して、夜間・休日の相談及び健康観察を依頼
- ・3年11月、第5波では毎日連絡を要する健康観察者が350名を超え、対応が困難となったため、次の感染拡大に備え、保健所や医療機関等関係者、感染者間の情報共有・把握ができる、厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）」を活用した自宅療養者の健康観察を開始
- ・3年12月、第5波では保健所のみで自宅療養者に健康観察の連絡をすることが困難となったことから、安心して自宅療養できるよう、自宅療養者への健康観察を実施した医療機関に対し、都が協力金の支給を開始（区は新宿区医師会と連携し、区内医療機関へ「HER-SYS」の利用方法等について動画を活用して周知）
- ・4年1月31日、都が「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）」を開設し、無症状・軽症の重症化リスクが低い自宅療養者が自身で健康観察しながら安心して療養期間を過ごせるよう、療養中の相談先として、「自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）」の紹介を開始

【自宅療養者の療養期間】

時期	期間
2年4月30日まで	・陰性確認ができるまで※
2年5/1～5/28	・発症日から14日間経過するまで
2年5/29～6/11	・発症日から14日間が経過し、症状軽快後72時間が経過 ・無症状病原体保有者は発症日（検査日）から14日間が経過
2年6/12～4年1/27	・発症日から10日間が経過し、症状軽快後72時間が経過 ・無症状病原体保有者は発症日（検査日）から10日間が経過
4年1/28～9/6	・発症日から10日間が経過し、症状軽快後72時間が経過 ・無症状病原体保有者は発症日（検査日）から7日間が経過
4年9/7～5年5/7	・発症日から7日間が経過し、症状軽快後24時間が経過 ・無症状病原体保有者は発症日（検査日）から7日間が経過、または発症5日目に抗原検査キットにて陰性を確認した場合、5日間経過後

※いずれの期間も陰性確認により療養期間は終了となるが、重症者等におけるPCR検査機会の確保の観点から、以後の期間は積極的な陰性確認の検査は実施せず

● 訪問看護師による健康観察等業務委託【健康政策課】

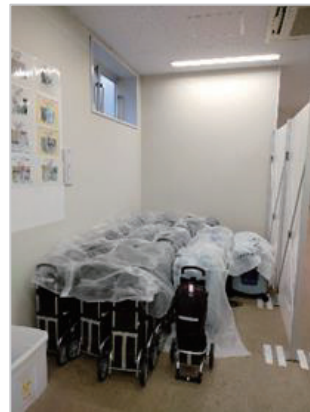
- ・3年8月、自宅療養者が増加し、保健所がすべての対象者に日々の健康観察を行うことが困難となったため、自宅療養者（入院待機者を含む）が安心して療養・入院待機できるよう、区内訪問看護ステーションに電話による日々の健康観察業務を委託するとともに、症状が悪化した場合等に速やかに医療に繋ぐ体制を構築（5類感染症移行に伴い5年5月に終了）

年度	委託訪問看護ステーション件数	健康観察実施件数
3年度（8月～3月）	19件	289件
4年度	22件	659件
5年度	13件	7件

● 携帯用酸素ポンベの貸与【健康政策課】

- ・3年8月、自宅療養者の状態が悪化し、入院までに時間を要する場合、重篤な状態を防ぐために一時的に携帯用酸素ポンベを貸与

年度	件数
3年度（8月～3月）	8件
4年度	2件
5年度	0件



携帯用酸素ボンベ

● 自宅療養者への入所・入院調整の実施【保健予防課】

- ・ 自宅療養者の病状が悪化した場合等、保健所で自宅療養者の入院調整を実施

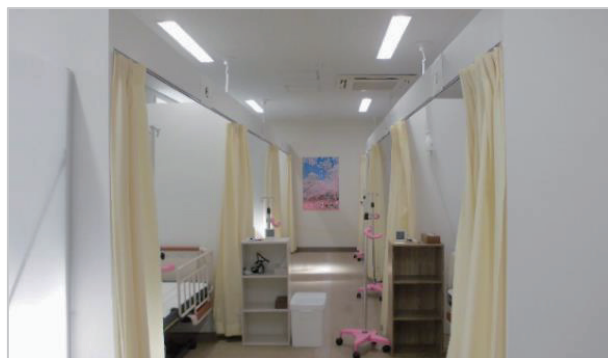
時期	内容
2年4月	・ 新型コロナウイルス感染者の入院調整が難しくなる中、都が入院調整本部を設置し、都内広域に入院調整を開始
2年7月	・ 都が入院治療の必要がない軽症や無症状の感染者を受け入れる宿泊療養施設を開設したため、区は対象者の宿泊療養施設への入所調整を開始
3年1月	・ 感染者数増加に伴い夜間に体調が悪化する感染者が増え、都が夜間入院調整本部を設置したため、全日夜間帯の入院調整を依頼
3年8月	・ 入院病床がひっ迫している中、都が軽症者に酸素投与等を行う「酸素ステーション」（のちに中和抗体療法を行う「酸素医療提供ステーション」に名称変更）を設置したため、「酸素ステーション」への入所調整を開始
4年2月	・ 感染拡大に伴い高齢者施設等における感染が拡大する中、都が「高齢者等医療支援型施設」を設置したため、高齢者や障害者等の高齢者等医療支援型施設への入所調整を開始
4年9月26日	・ 感染症法及び厚生労働省からの通知を受けて、医療機関からの発生届の提出が限定化されたため、発生届が提出された方を中心に健康観察、入所・入院調整を開始
5年5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法において新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更に伴い、外出自粛要請が終了したため、隔離目的のホテル入所を終了 ・ 5月8日以降の入院調整については、診断した医療機関が中心となって調整する形に段階的に移行

- 回復者及び軽症者の病院・自宅への移送【保健予防課】
 - ・ 3年8月、感染者の急増に伴い病床がひっ迫し、自宅療養者が増加したことから、病床確保のため、症状が一定程度軽快した入院患者については療養期間途中で早期退院とし、回復者を病院から自宅等へ移送
 - ・ 3年8月、重症化リスクを有する軽症者については、中和抗体療法実施のために、自宅から病院間を移送

- 自宅療養者入院待機施設の整備【健康政策課】
 - ・ 3年8月、病床がひっ迫し、入院が必要な方が自宅待機を余儀なくされたことから、再び新規感染者が急増し、病床がひっ迫した際に備え、入院までの間に酸素投与や点滴を行う「自宅療養者入院待機施設」の開設に向けて準備を開始

● 自宅療養者医療支援施設の開設【健康政策課】

- ・ オミクロン株では、酸素投与の必要性は低いが、高齢者の入院等により病床がひっ迫したことから、「自宅療養者入院待機施設」は、高齢者の重症化を予防するため、主に高血圧等の持病のある高齢者を対象に中和抗体療法を行う「自宅療養者医療支援施設」に変更して開設



自宅療養者医療支援施設

開設期間	実績
4年 2/18～3/31	41名※

※利用者すべてが10日間で自宅療養を終了

- ショートメッセージサービス（SMS）の活用【保健予防課】
 - ・ 3年7月28日から5年2月まで、新型コロナウイルス感染者数の急激な増加により、発生届が提出された感染者全員への電話連絡が遅延する状況となり、早期に情報提供を行うため、一部の自宅療養者に対してSMSを送信

● 企業、施設等への支援・対応【保健予防課】

- ・当初より、感染症法及び厚生労働省からの通知を受けて、感染拡大防止のため、発生届を受理後に患者へ積極的疫学調査を行い、学校や職場、利用している在宅サービス等について確認するとともに、必要に応じて企業や施設への連絡や保健指導を行い、濃厚接触者の特定、PCR 検査や施設への訪問等を実施
- ・企業担当者から感染対策や職員が感染した場合等についての問合せがあった際も相談対応

時期	内容
3年6月4日	・感染者数の増加に伴い保健所からの連絡が困難であったため、厚生労働省からの通知を受けて、保健所が感染者の情報を全て聞き取りし濃厚接触者を特定する方法から、高齢者・障害者施設等ハイリスク施設における濃厚接触者を中心に対応する形へ段階的に移行
4年4月28日	・高齢者施設や障害者施設における感染が拡大する中、都が高齢者施設や障害者施設の感染拡大防止対策を支援する即応支援チームを設置したことから、区においても即応支援チームと連携した支援を開始

■ 後方支援病床確保事業の実施【高齢者医療担当課】

- ・患者数の急増により、区内基幹病院の病床がひっ迫したことから、円滑な転院と病床の確保を図るため、新型コロナウイルスの治療が完了後も入院による虚弱状態や基礎疾患のため入院治療の継続が必要な患者について、当該患者を受け入れた医療機関に対し、通算 14 日間を上限に、患者一人につき、1 日当たり 8 千円※の支援金を支給

※個室病床への入院により、差額ベッド料が発生する場合 1 日当たり 2 万 2 千円を加算

年度	対象者
3年度	4年2/21～3/31 に入院した患者
4年度	4年7/25～5年2/28 に入院した患者 (4年10/1～11/30 の入院患者を除く)

医療費等の公費負担

- 高齢者・子どものインフルエンザ予防接種費用の無料化【保健予防課】
 - ・インフルエンザによる医療機関への受診者数を減少させ、冬季の医療体制のひっ迫を回避するため、高齢者及び子どものインフルエンザ予防接種の自己負担金額を免除し接種費用を無料化（定期接種対象者への接種は、都の補助事業を活用して実施）

接種期間	対象者	接種件数
2年 10/1～3年 1/31	65歳以上の高齢者、60歳以上 64歳以下で重度障害のある方（定期予防接種対象者）	延べ 42,640 件
	13歳未満の子ども、13歳以上 64歳以下の生活保護受給者	延べ 36,716 件
4年 10/1～5年 1/31	65歳以上の高齢者、60歳以上 64歳以下で重度障害のある方（定期予防接種対象者）	延べ 40,392 件
	13歳未満の子ども、13歳以上 64歳以下の生活保護受給者	延べ 28,435 件

新宿区からのお知らせ

65歳以上の方へ

「高齢者インフルエンザ予防接種」を実施します

流行前に予防接種を受けることで、重症化を予防します。インフルエンザの流行は、12月から3月頃が中心です。

接種期間	令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火)
接種回数	上記期間内 1回
対象者	新宿区内在住で、令和4年12月31日現在①または②に該当する方 ① 65歳以上の方 ② 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害の障害（身体障害者手帳1級程度）があり、予防接種を希望する方 ※初めの方はお申込みが必須です。保険手続済まで、お電話でお問合せください。
自己負担金額	無料 ※新型コロナウイルス感染症予防の一環として、自己負担を免除します。
接種場所	令和4年度 新宿区 高齢者インフルエンザ予防接種 委託医療機関 ※医療機関によっては、接種対象者に制限がある場合や、予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関にお問合せください。
持参する物	令和4年度 高齢者インフルエンザ予防接種予診票 ※質問事項回答欄にあらかじめご記入のうえ、持参してください。
その他	新宿区の未済する予防接種を受けるには、個人情報及び接種の記録が取り込まれることに同意していただく必要があります。

【問合せ先】 新宿区健康部 保健予防課
新宿区新宿五丁目1番21号 新宿区役所第二分庁舎1階
電話 5273-3859 FAX 5273-3820

予防接種周知チラシ

- 感染症患者入院医療費の公費負担【保健予防課】
 - ・新型コロナウイルスに係る入院医療費は、感染症法の規定により、当初、本人から公費負担に係る申請書及び提出を求めていたが、感染者の急激な増加を受け、入院勧告時に申請書の提出を受けることが困難となり、保健所で作成を代行するとともに、自己負担額の確認も困難なことから、入院患者全ての入院医療費を全額公費で負担

年度	公費負担件数
2年度	1,831件
3年度	2,591件
4年度	4,421件

● 感染症患者の移送に係る業務委託【保健予防課】

- ・ 2年4月20日から7月3日まで、移送車両の確保が困難だったため、民間救急車1台を保健所に常駐させ、急な入院調整等での移送に対応
- ・ 2年5月下旬、トヨタモビリティ東京株式会社からの感染を予防する仕様に改造した乗用車（シエント）の無償貸与を受け、当該車両を都から派遣された元東京消防庁職員が2年6月19日の派遣期間満了まで検体搬送等で運行（2年7/4～3年3/31は当該車両の運行を業務委託し、軽症の患者移送に活用）
- ・ 3年4月から5年3月まで、患者を移送するため、陰圧架装を付加した車両（ノア）を賃貸借し、当該車両の運行を業務委託し、軽症の患者移送に活用（対応が重複した際は、随時、民間救急へ移送を委託）

年度	移送件数
2年度	1,047件
3年度	1,116件
4年度	891件



トヨタモビリティ東京株式会社から無償貸与を受けた車両

発生届処理【保健予防課】

- ・医療機関が新型コロナウイルスと診断した際は、感染症法に基づき、保健所へ「発生届」を提出し、保健所は発生届に基づき積極的疫学調査や健康観察を実施（当初、発生届は医療機関からFAXで提出され、保健所において「感染症サーベイランスシステム（NESID）」に入力を実施）
- ・厚生労働省は、2年5月に新たなシステム「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」を導入し、区は2年6月26日から試行的に利用し、8月3日から本格的な運用を開始
- ・厚生労働省から、医療機関が「HER-SYS」に直接入力することで、保健所における事務負担の軽減につながることを期待し、各自治体から医療機関等に対して、「HER-SYS」へのアクセスに必要となるIDの付与を要請されたことから、区は、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の外来ユーザーID付与に関する要綱」を策定し、3年3月までに計95医療機関に付与を実施

コ ラ ム

～当事者の声～

泣きながら仕事

(当時) 健康部長 高橋 郁美

私が健康部長として新型コロナウイルス感染症の対応に当たったのは、令和2年1月から同3年3月までの限られた期間でしたが、当初は医療体制も検査体制も支援体制もワクチンも十分に整っていない中で、直面する問題に必死で取組んだ日々でした。第3波到来の際には、医療がひっ迫し救急搬送が困難を極める中、24時間体制で入院調整を行いました。職員は心身ともに疲弊し、ぎりぎりの状態でしたが、心を一つに励ましあいながら頑張ってきたのは、日頃から感染症対応に常に的確に取り組んできた自信と強い信念があったからだと思います。部長として国や都、報道機関などに対して、現場の課題や方針を伝えきれず、力不足を痛感したときには、帰宅後に突然涙が止まらなくなることもありました。一方で、つらいときに各方面から温かい言葉をかけていただき、人の優しさに触れて涙することもありました。新型コロナ対応は「泣きながら仕事した」得難い経験となりました。